

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 23 年 3 月 31 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

1. 業務概要

(1) 業務名 平成 23 年度名護東道路事業損失対応検討業務

(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

当所施行にかかる名護東道路 1 号トンネル工事に伴う沢水枯渇について、因果関係、沢水利用状況の検討・確認を行ったうえで、利水者への具体的な補償内容及びその方法について検討を行い補償額の算定を行うものである。

(3) 業務内容

準備打合せ	1 式
現地踏査	1 式
利水者 (一般) の補償内容等検討及び補償金算定	1 式
・ 基礎的データの収集整理等	1 式
・ 利水者への補償の要否及びその内容の検討	1 式
・ 包括的補償要領の作成	1 式
・ 各人別補償及び組合設立型補償の適否の検討	1 式
・ 補償金算定	1 式
利水者 (公共) の補償内容等検討及び補償金算定	
・ 基礎的データの収集整理等	1 式
・ 補償の要否及びその内容の検討	1 式
・ 補償金算定	1 式
学識経験者及び有識者等からの意見聴取	1 式
全国事例の調査及び当局事案との比較・検証	1 式

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

「利水者への補償の要否及びその内容の検討にあたっての留意事項」

(4) 履行期間 契約締結の翌日 ~ 平成 23 年 12 月 28 日

(5) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(6) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

- (7) 本業務は、参加表明と同時に、技術提案書を提出する方式（簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型））の試行業務である。（技術提案書の提出をもって参加表明書の申請とみなす）
- (8) 本業務は、平成22年度新たな積算手法の試行対象業務であり、新たな積算手法により積算を行う業務です。なお、新たな積算手法については、下記URLを参照してください。 参考 URL:<http://mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220330araseki.pdf>

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度補償コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 5) 別途発注済の「平成23年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成23年度北部国道事務所改築関係資料整理（その1）業務」、「平成23年度北部国道事務所改築関係資料整理（その2）業務」の受託者と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

(2) 技術提案書の提出者に対する要件

以下の要件を満たすこと。

技術提案書を提出する者は、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において下記に示される「同種又は類似業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：水枯渇の事業損失に関する調査又は水枯渇の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

類似業務：水枯渇以外の事業損失に関する調査又は水枯渇以外の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関連を除く。）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

中立公平性に関する要件

技術提案書の提出に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（ ）。

「資本的・人的関係がないこと」とは、次の(ア)又は(イ)のことをいう。

(ア)会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

(イ)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は技術提案書の参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定技術者に対する要件

予定主任担当者

予定主任担当者については下記の要件を満たす者であることとする。

(ア)下記の資格を有する者

[1]事業損失部門の補償業務管理士又は補償業務管理者の資格を有し、登録を行っている者。

(イ)下記のいずれかの実績を有する者。

[1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種又は類似業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：水枯渇の事業損失に関する調査又は水枯渇の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

類似業務：水枯渇以外の事業損失に関する調査又は水枯渇以外の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

・職務上従事した立場は主任担当者又は担当技術者とする。

・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務（営繕・港湾空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。

(ウ)技術提案書提出期限日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。以下同じ。）又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

技術提案書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするも

のとする。その上で、予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定主任担当者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(技術提案書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4]手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ)技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、技術提案書の提出日の以前において、雇用関係にあること。

(オ)配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

選定されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない時は、書類不備により、選定されるために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

3. 技術提案書の提出者を選定及び特定するための基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者が6者以上となった場合は、下記の基準に基づいて上位5者を選定する。

選定通知の日は平成23年5月13日(金)を予定する。

1) 同種又は類似業務の実績

2) 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

3) 当該業務の業務実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務実績の内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績

2) 業務実施方針及び手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

3) 特定テーマに対する技術提案

4) 見積の妥当性

4. 手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電話：0980-52-4350

FAX：0980-52-1131

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間：平成23年3月31日(木)から平成23年4月26日(火)までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 技術提案書を提出できる者の範囲

技術提案書を提出する時において、上記2.(1) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 技術提案書の提出期間、提出場所及び方法

受領期限：平成23年4月1日(金)から平成23年4月26日(火)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成23年4月26日(火)17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所：北部国道事務所 2階 大会議室

実施期間：平成23年5月17日(火)

ヒアリングの時間はヒアリング実施対象者に通知する。

出席者：配置予定主任担当者

ヒアリングの時間の通知日は平成23年5月13日(金)を予定している。

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

配置予定主任担当者の経歴について

配置予定主任担当者の業務実績について

取り組み姿勢・実施方針等について

特定テーマに対する技術提案

参考見積について

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 参加資格を満足していない場合および提出される技術提案書等において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

5) ヒアリング時間は、提出された技術提案書に対するプレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内の合計40分を予定している。

(6) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成23年6月2日(木)

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(5) 2.(1) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も4.(4)により技術提案書を提出することができるが、その者が選定された場合であっても、特定の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(6) 詳細は業務説明書による。